

特別市制度の法制化に関する多角的な検証と慎重な議論を求める意見書

人口減少が急速に進む中、持続可能な地方行政体制の構築は喫緊の課題であり、現在、国の地方制度調査会において大都市地域の行政体制を含めた議論が行われている。

そのような中、県内３指定都市（横浜市、川崎市、相模原市）は、県から実質的に独立し、市域内の県の権限と税財源を一元化する「特別市」の法制化を目指している。

しかしながら、特別市制度の導入は、都道府県及び指定都市以外の市町村の行財政運営や住民生活に甚大な影響を及ぼす懸念がある。特に財政面においては、特別市に税財源が集中することで県は大幅な財源不足に陥る可能性が高く、県単独補助金の縮小・廃止や支援事業の縮小が余儀なくされれば、基礎自治体の行政サービス低下に直結する。具体的には、県が担う海浜利用調整や漁港施設整備、農業基盤整備、広域道路網整備、急傾斜地等の防災対策といったインフラ・安全対策事業をはじめ、小児医療費助成事業補助金や神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金等の減額・縮小が強く懸念される。

また、大規模災害時における広域的な支援や警察による広域犯罪への対応など、都道府県が担ってきた広域調整機能・補完機能が低下することは、地域全体の安心・安全を揺るがしかねない。

さらに、指定都市とその他の市町村との格差が拡大することは、地域全体で支え合い共存共栄を図るという都道府県制度の本質的な意義を損なうおそれもある。

本市議会としても、時代に即した大都市制度や統治機構の見直し自体を否定するものではない。しかし、一部の大都市の権限拡大が周辺市町村や都道府県全体の行財政基盤を弱体化させるような結果となってはならない。

よって、神奈川県におかれては、特別市制度の導入が指定都市以外の市町村や県全体に及ぼす影響を多角的に検証するとともに、すべての自治体が持続可能な地方制度改革に向け、慎重かつ十分な議論を尽くされるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年９月18日

三浦市議会議長 神 田 眞 弓